

基監発 0506 第 1 号  
基安安発 0506 第 1 号  
平成 23 年 5 月 6 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
監 督 課 長  
安全衛生部安全課長  
( 契 印 省 略 )

交通事故を発生させたトラック運転者の労働時間等の実態等の把握について

トラック運転者の労働条件の確保については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)等の遵守を中心として、監督指導を実施するとともに、「交通労働災害防止のためのガイドライン」(以下「交通ガイドライン」という。)についても個別指導等により周知徹底を図っているところである。

しかしながら、平成 22 年の陸上貨物運送事業における交通事故による死亡災害は、前年に比べ 38%増と大幅に増加しており、中には、長時間労働による疲労がその原因と考えられる事案もみられるところである。また、過去 2 年間の陸上貨物運送事業場に係る重大災害についてみると、トラック運転者が発生させた追突事故が多数を占めており、改善基準に違反している事案も多く見られるところである。

こうした状況の中、陸上貨物運送事業における交通労働災害を減少させるためには、改善基準の遵守はもとより、交通ガイドラインに基づく措置の実施を普及定着させることが重要であり、平成 23 年度においては、陸上貨物運送事業場におけるトラック運転者の労働時間等の実態や交通ガイドラインの普及状況を踏まえ、本省において交通ガイドラインの普及定着用の資料を作成し、各局における適正な運行管理の集団指導等に活用することとしている。

ついては、下記により、追突事故を発生させたトラック運転者の勤務実態、当該事業場における改善基準の遵守状況や交通ガイドラインに基づく措置の実施状況について把握することとしたので適切に対応されたい。

## 記

### 1 調査対象

陸上貨物運送事業場に対し、トラック運転者が発生させた追突事故に関して実施した災害調査又は監督指導・個別指導のうち、次に示すもの。

- (1) 「死亡災害又は重大災害」を対象とする災害調査
- (2) 「社会的に注目を集める交通事故を発生させた事業場」に対する監督指導・個別指導

### 2 調査付票の作成等

平成23年4月1日から同9月30日までに実施した災害調査又は監督指導・個別指導について、調査付票（別添）を作成するとともに、その調査付票の写しを局安全主務課において取りまとめの上、次に示す期限までに本省安全衛生部安全課あて送付すること。

なお、調査付票中の3の〔勤務実態表〕の部分については、別途作成した資料や事業場が提出した資料（タコグラフ等）（事故発生前2週間以上の期間の記録のあるもの）があり、それにより把握できる場合は、その写しを添付すれば、記入を要しないこと。

### 3 報告

- 平成23年4月から7月まで分：平成23年8月中
- 平成23年8月から9月まで分：平成23年10月中

(別添)

( ) 労働局

追突事故を発生させたトラック運転者の勤務実態に関する調査付票

事業場名 \_\_\_\_\_ 労働者数 \_\_\_\_\_ 人 (企業全体 \_\_\_\_\_ 人)

1 追突事故の概要

○発生日時：平成23年( )月( )日( )曜日 \_\_\_\_\_ 時頃

○発生場所：高速道路、一般道(交差点・その他( ))

○発生状況の概要： \_\_\_\_\_  
(2～3行で) \_\_\_\_\_

2 交通労働災害ガイドラインに基づく措置の実施状況

○事業者は適正な走行計画を作成しているか。(有・無)

○事故発生当日は走行計画通りの運転時間等であったか。(はい・いいえ)

→いいえの場合、下表の「当日の計画」欄に走行計画における運転時間等を記入する。

○乗務開始前に点呼等を実施しているか。(有・無)

3 運転者の勤務実態

○1か月の勤務実態 総拘束時間( )時間( )分、休日日数( )日(事故発生以前の特定の1か月で可)

○事故発生直前2週間における荷役作業の有無(有、無)

○事故発生直前2週間における勤務実態(下の[勤務実態表]に記入のこと。)

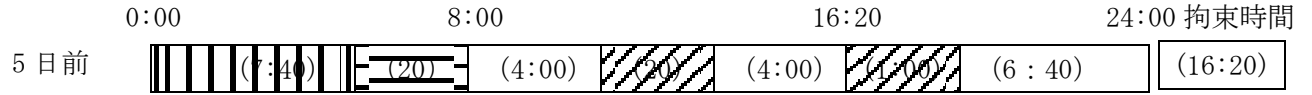
[勤務実態表]

	0:00	6:00	12:00	18:00	24:00 拘束時間
14日前					
13日前					
12日前					
11日前					
10日前					
9日前					
8日前					
7日前					
6日前					
5日前					
4日前					
3日前					
2日前					
1日前					
当日					
当日の計画					

[ [勤務実態表] の記入方法 ]

- ・ 出退勤時間、運転時間、休憩時間、1日の拘束時間など運転者の勤務実態について日報等を基に記入する。なお、詳細が不明の場合は、タコグラフから把握できる運転時間のみの記入で差し支えない。
- ・ ( ) 内に時間を入れる。30分の場合 (30)、4時間の場合 (4:00)。
- ・ 拘束時間欄は当該日に始業時刻を含む一勤務に係るものを記載する。拘束時間が翌日の勤務の拘束時間と重なる場合には、翌日の勤務の欄外に重なる時間数を ( ) 書きで記載する。

[記載例]



運転時間



手待ち時間  
荷役等作業時間



休憩時間



休息期間

